

東京都商品等安全対策協議会(第8期)
第1回 議事録

平成20年10月22日(水)

都庁第一本庁舎 42階特別会議室C

午後2時26分開会

生活安全課長 定刻前ですが、委員の皆様がおそろいになりましたので、ただいまから第1回東京都商品等安全対策協議会(第8期)を開会したいと思います。

本日は、委員の皆様方、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は生活安全課長の長と申します。会長に進行を交代するまでの間、司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、お手元の配付資料を確認させていただきます。

まず式次第があります。次に委員名簿、事務局職員の名簿がありまして、その次が座席表となっております。次が、資料1として「東京都商品等安全対策協議会設置要領」、資料2として「『折りたたみ椅子等の安全確保について』を報告！！」です。資料3として、青い冊子の「折りたたみ椅子等の安全確保について」という前回協議会の報告書です。資料4として「折りたたみ椅子等による事故防止啓発リーフレット」があります。資料5として、同じく「折りたたみ椅子による事故防止啓発ポスター」が折り畳んであります。資料6として「キッズデザイン賞上位賞受賞について」、資料7として「東京都商品等安全対策協議会(第8期)『ベビー用のおやつ』の安全対策について」です。資料8として「1歳未満の子どもの『ベビー用のおやつ』等による窒息事故事例」です。資料9として「『ベビー用のおやつ』による窒息事故に関するインターネット消費者アンケート調査報告書」です。資料10として「インターネットホームページによる意見募集(案)」です。資料11として「東京都商品等安全対策協議会(第8期)今後の協議スケジュール(案)」です。

参考資料についてです。まず参考1として「国内事業者による『ベビー用のおやつ』の販売状況」です。参考2として「国内事業者による『ベビー用のおやつ』の小売金額推移」です。参考3として「海外事業者による『ベビー用のおやつ』の販売状況」です。資料4として「ベビーフード指針」です。参考5として「授乳・離乳の支援ガイド(抜粋)」です。参考6として「ベビーフード自主規格 第1版」です。

さらに、お手元に日程確認表があるかと思います。これは後ほど回収させていただきますので日程調整をさせていただきます。議事に入る前に回収しますので、それまでにご記入いただければと思います。

資料の漏れ等はありませんか。そのほかにも、向井委員、小林委員、山中委員からの資料をそれぞれ配付してありますので、ご発言の機会にでも紹介いただければと思います。

情報の取り扱いについてですが、本協議会及びその議事録は、原則公開とさせていただきます。

委員あるいは特別委員、事務局の発議により非公開としたいという場合は、その都度決定させていただきます。

では、よろしくお願いいたします。

はじめに、消費生活部長の清宮からご挨拶申し上げます。

消費生活部長 皆さん、こんにちは。消費生活部長の清宮でございます。このたび委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を本協議会委員にご就任いただきまして本当にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

さて、今日、都民や事業者の方々の商品やサービスの安全性に対する関心は、かつてないほど高まっております。こうした中、国は消費者庁設置の準備を進めているところですが、東京都においても、本年8月に、東京都消費生活基本計画を改定し、消費者情報の収集や発信の強化を行うこととしました。今回の東京都商品等安全対策協議会では、私たちの身近にある商品等に焦点を当て、安全対策についてご検討をいただいております。

ここ数年は、子どもの事故に関するテーマを検討していただきまして、平成18年度は子ども用衣類について、昨年度は折りたたみ椅子等について、安全対策のご検討、報告書の取りまとめをしていただきました。こうした取組につきましては、キッズデザイン協議会のキッズデザイン賞を受賞するという評価をいただいたところでございます。また、事業者の方には、協議会の報告を受けて、業界ガイドラインの作成や安全な商品の製造などをしていただいております。これまでの委員の皆様方のご尽力に改めて感謝申し上げます。

さて、本年は、既にご案内申し上げましたが、「ベビー用のおやつ」の安全対策をテーマとして選定しました。今年9月に1歳9カ月のお子さんが、こんにゃく入りゼリーをのどに詰まらせて窒息死するという痛ましい事故が起きました。抜本的な対策が図られないまま被害が広がったとも考えられます。こんにゃく入りゼリー以外の食品でも窒息事故は発生しております。全国の消費生活センターには、1歳未満のお子さんの食品による窒息事故の相談が今年は1件、去年は2件寄せられております。原因となった食品は、いずれもビスケットやウエハースなどのおやつでした。

私たちは、件数が少ないが、これらの事故情報は氷山の一角であり、潜在的な事故は相当数あるのではないかと考え、事故情報の掘り起こしを行いました。結果の詳細については、後ほどこの会でご報告申し上げますが、約95%の保護者の方が、1歳未満のお子さんにおやつを与えていて、そのうちの5人に1人の方が実際におやつをのどに詰まらせたり、詰まらせそうになったりしたという事態が明らかになりました。これらのおやつは、いわゆるベビーフードには該当せず、国が定める指針や業界が定めている自主規格の対象外です。このような現状を踏まえ、窒息防止の観点から、

「ベビー用のおやつ」の安全対策を早急に検討していただきたいということにしました。

日ごろからさまざまなお立場で消費者の安全対策に取り組んでおられます皆様方に、多角的な視点からぜひご検討いただきまして、「ベビー用のおやつ」に関する安全対策について具体的な提言をいただきたいと考えております。どうぞ忌憚のないご意見とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

生活安全課長 続きまして、委員及び特別委員の皆様方のご紹介の前に、お手元に配付してあります資料1、「東京都商品等安全対策協議会設置要領」をご覧くださいと思います。

本協議会は、以前は「商品等の安全問題に関する協議会」でしたが、名称を変えまして、東京都商品等安全対策協議会に改めております。また、設置要領第5の委員の任期ですが、テーマにかかわらず就任をお願いしている委員の方は2年間、テーマに合わせてお願いする特別委員の方は、そのテーマが終了するまでとさせていただきます。

それでは、委員及び特別委員の皆様方をご紹介させていただきます。名簿ないし座席表をご参照いただきたいと存じます。アイウエオ順にご紹介します。

まず委員からですが、独立行政法人国民生活センター商品テスト部調査役の片岡茂様でございます。

東京都地域活動連絡協議会会長の小林睦子様でございます。

くらしき作陽大学子ども教育学部教授の詫間晋平様でございます。

東京都消防庁防災部生活安全課長の松川茂夫様は所用により欠席ですが、本日は生活安全係長の今枝正一様が代理で出席しております。

独立行政法人産業技術総合研究所デジタルヒューマン研究センター副センター長の持丸正明様でございます。

社団法人全国消費生活相談員協会専務理事の山上紀美子様でございます。

これより特別委員をご紹介させていただきます。

森永製菓株式会社執行役員品質保証部長の稲瀬彰様でございます。

日本女子大学家政学部食物学科教授の大越ひろ様は、所用があって欠席でございます。

特定非営利活動法人キッズデザイン協議会専務理事の小野裕嗣様でございます。

日本ベビーフード協議会代表者の関口純一様でございます。

社会福祉法人東京都社会福祉協議会保育部会副部会長の高橋八映様は、所用によりご欠席でございます。

亀田製菓株式会社執行役員マーケティング部長の古澤紳一様でございます。

昭和大学歯学部口腔衛生学教授の向井美恵様でございます。

緑園こどもクリニック院長の山中龍宏様でございます。

続きまして、事務局職員名簿により事務局の紹介をさせていただきます。

先ほどご挨拶申し上げましたが、消費生活部長の清宮でございます。私が生活安全課長の長でございます。商品事故分析担当副参事の池田でございます。商品安全係長の清水でございます。商品事故分析係長の石川でございます。安全担当係長の丹野でございます。丹野は当協議会の担当をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、会長及び会長代理の選任をいたします。

会長等の選任は、協議会設置要領第6に基づき、消費生活部長が指名することとなっております。

消費生活部長 会長には、委員の中から詫間晋平委員にお願いしたいと思ひます。また、副会長には、同じく委員の中から持丸正明委員にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

(詫間委員、会長席へ移動)

生活安全課長 それでは、これより詫間会長に進行をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

詫間会長 ただいまご指名いただきました、くらしき作陽大学こども教育学部の教授を務めております詫間でございます。適任かどうかわかりませんが、先ほど清宮部長からもお話がありましたように、昨年は折りたたみ椅子、特にパイプ椅子の安全確保、その前の平成18年度は子ども用の衣類、特に「身につけるもの」という副題をつけていただいたのですが、その安全確保についての協議をさせていただきますまして、その2つについても一応私が会長を務めさせていただきます。

先ほどもお話がありましたように、特に幼少児の子どもを、そういう商品を通じて、本当は不慮の事故ではなく、原因があって起きている事故ですが、そういうものに関心を持って防止していかなければならないという依頼ですので、大変に時宜を得たテーマで、今回も、先ほどありましたように、「ベビー用のおやつ」をテーマにご検討いただきたいと考えております。昨年度、一昨年度についても、もちろん報告書はきちんと出させていただいておりますが、ポスターとチラシを、昨年は100万部のオーダーで出させていただいております。私の部屋にもその2種類が飾っておりますが、啓蒙活動も進んでいるかと思ひますし、衣服の場合は、保育園や幼稚園からさらに追加してほしいというご要望もございました。

さらに、業界関係の製造業の方が、今回もお3人の方にお出ましいたいておりますが、そちらのほうからも、自主的にそういう基準というか、自主規制というか、そういうものもつくっていただいて、

東京都が条例で規制するとか、国が法律でそういう規制を行うということではなく、自発的に行っていただく。これが民主主義的な国家では当然で、そういう動きも進んで、オフィス家具の協会からも自主的な行動を起こしていただき、大変ありがたいと思っております。

そういうことで、本年度は「ベビー用のおやつ」に焦点を絞りまして、皆様方のご協力を賜りながら、何とか務めさせていただきたいと存じております。

なお、ここにおられます産業技術総合研究所のセンターの持丸先生に副会長になっていただいております。私もかなりの高齢者ですので、特段のご協力を賜ればと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

次に、「報告」に進ませていただきます。

長課長からお願いします。

生活安全課長 資料2から資料6までについて説明させていただきます。

資料2は、前回の協議会において検討いただき、ご報告いただいたときの発表資料で、3月27日にご報告いただいております。これを詳しく説明すると長くなるので簡単に申し上げます。

事故が、表立って数多く起きたということではなかったのですが、私どもでアンケート調査をしたところ、6割の方が事故あるいはひやり・ハッとしたことが起きていることが浮き彫りにされました。再現実験などいろいろ行いながら提言をまとめていただきました。

提言の主な内容については、4番に書いてあります。そうした報告を受けての東京都としての対応は、国、関係機関、関係業界に対して、折りたたみ椅子等の安全確保について要望を行いました。その要望内容、要望先は裏面に掲げてありますが、このようなところに要望しております。

消費者あるいは施設管理者への注意喚起ということですが、資料4をご覧くださいと思います。幼稚園、保育所、小学校、それぞれの保護者に届くように100万部ほど配布しております。

資料5のポスターは、各施設管理者がそれぞれ利用するときに注意していただけるように、ポスターを貼っていただくようお願いしております。

報告書等は後ほどご覧いただければと思います。

これまでの取組の結果として、資料6にありますように、キッズデザイン賞の上位賞を受賞しました。ここにいらっしゃる特別委員のキッズデザイン協議会の小野さんにもいろいろお世話になりました。

小野特別委員 審査員の厳正な審査の結果でございます。

生活安全課長 キッズデザイン賞というものはデザイン協議会の事業の一環で、3事業の一つですが、ここに応募件数その他が載っております。

裏面には上位賞の受賞作品の一覧があります。私どもは審査委員長特別賞をいただいております。

す。

そのほかに、会長特別賞が一番下にありますが、岡村製作所が折りたたみ椅子について受賞し、私どものご報告あるいは要望を受けて実践していただいたことが、こういった協議会の賞にもつながったことになろうかと思えます。

簡単ですが、報告は以上でございます。

詫間会長 賞状があるようですので、皆さんに見せてください。

生活安全課長 こちらでございます。(拍手)

小野特別委員 審査委員長特別賞の自治体賞という栄えある賞で、自治体の中でもトップということになりますので、非常に素晴らしい賞だと思います。

今後、他自治体へのお手本となるよう、我々もさまざまな機会にお話をし、ご紹介させていただきたいと思えます。また、関連する会員企業を含めて、ものづくりへの働きかけをしてまいりたいと思えますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

おめでとうございます。

詫間会長 ありがとうございます。

今までの資料2から資料6までの範囲でご質疑、ご意見がございましたら、おっしゃっていただければと思います。

自治体賞は、まだ「東京都商品等の安全問題に関する協議会」となっておりますが、昨年度はそういう名前でしたね。それと、その下にあります「乳幼児の事故防止教材 / 福祉保健局」とありますが、2つが受賞したということですか。

小野特別委員 2つあわせての受賞になります。東京都の他局からも申請がありましたので。

詫間会長 自治体としては、東京都だけが受賞されたということですね。そういう意味でおめでたいわけですね。わかりました。

これには持丸先生にもいろいろご努力をいただきまして、感謝いたしております。

持丸委員 山中先生が審査委員を務められて、厳正に審査いたしました。

詫間会長 厳正・公平に審査していただいたということだと思います。

清宮部長はご所用がおありのようで、残念ながら、ここでご退席いただくことになろうかと思えますが、よろしゅうございましょうか。

また後刻、ご報告いたしますので。

消費生活部長 どうぞよろしくお願いいたします。

(消費生活部長退室)

詫間会長 ご質問はまた後でも結構ですので、次は、ご記入いただきました日程表を回収させていただきます、事務局で調整していただきたいと思います。なかなかお忙しい先生方ばかりですので、全員の先生のご都合が合うことの可能性は低いかと思いますが。

(日程表回収)

詫間会長 それでは、第8期のテーマ及び作業工程なども含めた概要についてのご説明をいただきたいと思います。

丹野係長さん、お願いします。

安全担当係長 では、説明いたします。

お手元の資料7をご覧ください。こちらが協議の全体像です。まずテーマは、「『ベビー用のおやつ』の安全対策について」でございます。ここで言う「ベビー用のおやつ」は、1歳未満の子どもである乳児を対象とうたった菓子類です。お菓子で対象年齢をうたったものはあまり見られないかと思いますが、これらのものは、明確に何カ月ごろからとうたっていますので、そうしたものを指します。この菓子類も、ソフトせんべいやビスケット、ウエハースなどの乾いたお菓子のことを言います。「ベビー用のおやつ」とは本協議において定義した用語ですので、一般的な言葉ではございません。また、「安全対策」の「安全」にはさまざまな事柄が含まれますが、ここで言う安全対策とは、主に窒息事故を防止する観点での安全対策でございます。

次に、背景です。資料7の左側に記載してあります。まず発端は、今年の4月に、飯田橋にある東京都消費生活総合センターに入った相談です。9カ月の乳児に、7カ月ごろからとうたったウエハースを与えたところ、のどに張りつき、呼吸困難になり意識を失ったというものです。この相談を受けまして、類似の事故情報について調べたところ、まず、このウエハースを製造したメーカーでは、平成13年の発売開始以来、同じ商品での窒息事故の相談が6件入っていることがわかりました。また、全国の消費生活センターには、過去10年間で、1歳未満の子どもの食品による窒息事故は、今回のウエハースの件も含めて4件ありました。うち3件は直近の平成19年から20年に入った相談で、原因となった食品は、いずれも先ほどのウエハースと同じようなおやつでした。さらに、東京消防庁において、1歳未満の子どもが同様のおやつの窒息により救急搬送された件数は、平成19年の1年間に4件ありました。

ここで資料8をご覧ください。上の表が全国の消費生活センターに寄せられた相談情報の概要です。一番上の相談が、今年4月に東京都消費生活総合センターに入った相談です。その下のチーズスティックも7カ月ごろからとうたわれた商品で、手に持って食べさせていたところ、大きく割れて口に入ってしまう、のどに詰まらせたとのこと。その下のダマゴボー口につきましては、対象月齢

については特に記載されていない商品でした。

次に、下の表をご覧ください。こちらは救急搬送の状況でございます。原因となった商品のうち、上3つの対象月齢表示はわかりませんが、一番下のものだけは「幼児用スティック」と記載してありましたので、恐らく、上の表の2番目のチーズスティックと同様のものかと思われます。

ここで、皆様に、「ベビー用のおやつ」とはどのようなものかということで、実際にご試食いただければと思い、机上去用意させていただきました。かかっているラップを取っていただきまして、見たことがない方もいらっしゃると思いますので、ぜひご試食いただければと思います。

まず、お皿の一番奥にあるものが、今年4月に東京都消費生活総合センターに寄せられた窒息事故の相談原因となったウエハースと同じものです。その左下にあるものが、資料8の上の表の2つ目のチーズスティックと同じものです。その隣のボーロは、資料8の表にあるタマゴボーロとは別のものですが、こちらの対象月齢は7カ月からというものです。さらにその横にあるものが、7カ月ごろからとうたわれているビスケットです。一番手前のソフトせんべい3枚はすべて別々の商品ですが、それぞれ5～6カ月ごろからが対象とうたわれているものでございます。

ご試食いただきますと、口の中に張りつく状況が理解できるのではないかと思います。

また、私が説明している間にもご試食いただいたり、後ほどご感想などもいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料7に戻りまして、厚生労働省の人口動態統計によると、毎年、食品による窒息で4歳以下の子どもが30人以上窒息しているそうで、昨日の給食のパンを詰ませたお子さんは小学校6年生の12歳でしたが、4歳以下のお子さんの食品による窒息事故で30人以上死亡しております。そのうち1歳未満のお子さんが半数以上を占めているという状況です。この死亡の原因となった食品は明らかになっていませんが、これだけ多くのお子さんが毎年亡くなられているという事実があります。

先ほどの消費生活総合センターへの相談ですが、ここ何年かでは3件しかありませんでしたが、通常、消費生活センターなどへ相談する方は氷山の一角で、実際に埋もれている相談事例、事故件数は、少なく見積もっても20～30倍と言われております。そこで、私どもではその情報を掘り起こそうということで、先ほどから挙がっておりますインターネットアンケートによる情報収集を行っております。この結果につきましては、後ほど詳しくご説明いたします。

資料7の左下をご覧ください。まず、離乳食であるベビーフードがありまして、これは母乳やミルクから一般の食品に慣れさせるための食品という位置付けです。今回対象としている「ベビー用のおやつ」は離乳食の一環であるように思われがちですが、実は、ベビーフードや離乳食には該当しな

いようです。したがって、ベビーフードのために定められた国の指針や、業界で定められた規格の対象外になります。

続いて、「ベビー用のおやつ」が薬局などで多種類の商品が販売されている状況について少し説明いたします。

別につづっております参考資料をご覧ください。まず参考1は、主要なメーカーにより、国内で販売されている「ベビー用のおやつ」の種類数をまとめたものです。「ベビー用のおやつ」は、5カ月を対象としたものから販売され、7カ月からを対象としたものの種類数が最も多くなっております。国内では合計で60種類以上の「ベビー用のおやつ」が販売されております。

また、表の下をご覧くださいと、どのくらい消費されているかを推定した試算結果が載っております。こちらは、ベビーフードの製造メーカーさんのみで販売している「ベビー用のおやつ」だけを抜き取ったものですが、乳児1人当たりの消費量は年間約19個となっております。

次に、参考2をご覧ください。「ベビー用のおやつ」の小売金額の推移を示したグラフです。棒グラフが、ベビーフード及び「ベビー用のおやつ」のデータです。これらのデータも、実はベビーフードを製造しているメーカーさんのみのもものですが、「ベビー用のおやつ」については、統計を取り始めた平成13年は約22億円でしたが、その後は、ベビーフードの10分の1程度の値で推移し、平成19年度は40億円を超えるような額となっております。

一方、通常の菓子類のデータとして、折れ線グラフのほうをご覧ください。菓子類を製造されているメーカーさんのデータですが、このうち「ベビー用のおやつ」に該当する部分のシェアはわずかでしょうが、「スナック菓子類」が今回の「ベビー用のおやつ」に該当するビスケットやウエハース、おせんべいと類似したものということでまとめてあります。菓子類全体では3兆円を超える値で推移し、そのうち今回の「ベビー用のおやつ」に該当するようなものは約1兆円程度で推移しております。

次に、参考3をご覧ください。海外での「ベビー用のおやつ」の販売状況です。ベビーフードという概念があると思われるアメリカやEU諸国の状況について調べた結果です。調査した範囲の中では、7カ月前の乳児を対象としたおやつは見つかりませんでした。1歳未満の乳児向けのおやつを製造しているメーカーもあまり多くはありませんでした。

その後についております参考4から6については、後ほどご覧いただければと思います。参考4は、先ほどご説明しました厚生労働省が定めたベビーフード指針です。参考5は、授乳・離乳の支援ガイドの離乳部分の抜粋です。参考6は、日本ベビーフード協議会で定められているベビーフード自主規格です。

また資料7にお戻りください。

「ベビー用のおやつ」につきましては、国内において数多くの種類のもものが販売され、また、窒息事故の情報もわずかながら入ってきております。そこで、潜在的な事故情報を掘り起こし協議を行う必要があると判断し、本日の協議会の開催に至っております。協議会が無事に開催できましたのも、委員、特別委員の皆様のご協力のおかげでございます。御礼申し上げます。ありがとうございます。

資料右側の「協議」に移ります。協議内容については2つ目の 印のところにあるとおりで、「ベビー用のおやつ」による窒息事故の実態を把握した上で安全対策をご検討いただければと考えております。

さらに右側に移りまして、協議に関する調査等につきましては、まずはインターネットによる消費者アンケート調査を既に実施しております。結果の詳細については後ほど説明いたしますが、先ほどの氷山の一角であった事故情報を掘り起こすことができたような結果になっております。

次に、インターネットのホームページによる意見募集を行います。こちらも本日皆様方のご了解を得て、協議会終了後から意見募集を開始します。意見募集の内容についても後ほどご説明いたします。

さらに、文献調査等を実施します。先ほど、参考3でご説明しました海外の状況などは、この調査結果を一部まとめたものです。今後も必要な調査は適宜進めてまいります。調査等の結果を踏まえて協議、ご検討いただき、その結果については、都として、消費者への情報提供、国への提案及び業界への要望などで対応してまいります。その結果、効果として、「ベビー用のおやつ」の安全対策が図られ、窒息事故が減少すると考えております。

以上で、第8期のテーマの概要についての説明を終わります。

詫間会長 どうもありがとうございました。

先ほど少し申し上げましたように、資料7が基本的な概要の骨子になりますので、これをまた振り返っているご参考にさせていただければと思います。今ご説明がありましたように、調査等の基礎になるものは、インターネットによる1,005件のアンケート調査の報告書が、未定稿のもものがお手元に配付されております。後でご説明があると思います。その次が、これから開始させていただく意見募集、それから内外の文献調査ということで、一部調査を有効に進めていただいておりますけれども、また議題に関連して必要であれば加えて調査していただきます。今、インターネットによる調査という便利なシステムができておりますので、またいろいろお願い申し上げることも起きてくるかと存じます。

最終的には、都の対応といえますか、この協議会も含めての対応ですが、消費者への情報提供ということで、先ほどもご覧いただいたパンフレットや報告書等があります。それから、国への提言及

び情報提供ということで、東京都はこの分野ではかなり先進性があると同時に、一国に相当するぐらいの予算規模を持っておりますから、主体性も十分維持していただいておりますので、積極的にそういうご提案、情報提供を、部分的には、部長、局長のご判断にもよりますが、条例化ということも場合によっては起きているかと思えます。それから、本日は、森永製菓の稲瀬特別委員、和光堂でベビーフード協議会の関口特別委員、亀田製菓の古澤特別委員のお3方に製造サイドとしてご出席いただいております。

順不同ですが、いかがでしょうか、古澤さん、今までのところでコメントがあればよろしくお願ひしたいと思えます。

古澤特別委員 亀田製菓の古澤でございます。よろしくお願ひします。

我々の会社で製造しているのは、ソフトせんべいと言われている、弊社では「ハイハイン」という名前で売っている商品です。本日出ているソフトせんべいの中の半分ぐらいは弊社の製品が当てはまるのではないかと思えます。

弊社は、この「ハイハイン」という商品を36年発売していますが、この36年の中でこうした窒息事故の報告は、実を言いますと今までに1件も起きていませんでしたが、今回、こうしたお話を聞いて、やはり潜在的な危険性があることは我々も認識していかなければいけないと感じております。

ちなみに、今回のお話で、弊社の「ハイハイン」だけで消費者からどのくらいのお問い合わせがあるかという、昨年度で約480件ありました。その中で、のどに詰まらせたようなことは1件ぐらいあっただけで、どちらかという、特に今年になってからは事故米の影響などがあって問い合わせ数が増えています。そうした内容のものとか、原産地、どのように製造しているか、安全性は大丈夫か、そういった話がメインでした。こうした窒息事故に関しては、今まではそんなにはありませんでした。

そうはいつでも、実際に何件かあったこともありまして、弊社では、今は商品の裏に、食べ方の提案ではないですが、小さくして子どもさんに与えてくださいとか、親御さんは必ず近くに見てあげてくださいということなど、我々から言えることはこれくらいのことだと考えておりますので、そうした注意書きはしております。

今年に入りまして、商品は一つ一つプラスチックで個装されていますが、もしかしたら、袋を切った後で子どもさんの口に入ってしまうかもしれないという危険性について言われたことがありまして、弊社はもともと透明の袋であったものを、色をつけたりといった対応をしております。

詫間会長 では、和光堂にご所属で、ベビーフード協議会の代表もなさっている関口特別委員、お願ひします。

関口特別委員 ベビーフード協議会を代表して参りました関口です。ベビーフードの和光堂で

品質保証部長も務めさせていただいております。

まずベビーフード協議会の説明をしたいと思います。昭和36年にベビーフードのメーカーが集まって協議会ができたと聞いております。ベビーフードを取り扱っているメーカーが増えたり減ったりする中で、現在は6社が所属しております。私ども和光堂、明治乳業さん、森永乳業さん、ピジョンさん、キューピーさん、ビーンスターク・スノーさんです。その中で、すべての会社がベビー用のお菓子を取り扱っているわけではありません。森永乳業さんは製造されていません。他の5社がベビー用のお菓子を販売しております。

最初のご説明にもありましたように、ベビーフードにお菓子は入りません。これは私が決めたわけではないので、なぜ入らないのかについてはいろいろな経緯があると思いますが、実際には、ベビー用のお菓子はベビーフードには含まれないので、このベビーフード協議会で自主規格を定めたり、安全性について討議したり、表示に関して各社で協議したりということは、過去にはしてきていないのが実態です。

ただ、今回、東京都からこのようなお話がありましたので、ベビーフード協議会は、9月上旬に集まりまして、協議会としてどういう対応ができるかという話し合いの場を設けました。もちろん、この会がどのような方向性で進んでいくかまだ不透明な部分がありましたので、本日の内容を一度持ち帰りまして、ベビーフード協議会で話し合いを行おうかと考えております。

亀田製菓さんからもご説明がありましたように、ベビーフード協議会で販売している5社の商品については、注意表示についての基準を設けているわけではありませんが、実際には各社ともきちんとした注意表示をしております。いろいろな表示がありますが、特に保護者の方が注意して見守ってあげてくださいとか、のどに詰まる可能性があるので水などの飲み物を準備してくださいとか、のど詰まり防止のため、例えばおんぶ中には与えないでくださいとか、過去からのいろいろな事例を参考にした注意表示を各社とも行っているのが現実です。

実際、各社でどのくらいののど詰まりの事例があるかは、ベビーフード協議会ではまだそこまで話し合いをしていません。ここからは和光堂としての発言になりますが、和光堂でのど詰まりに関する事例は、やはりあります。年に2～3件程度、のどに詰まりかけたという申し出があります。ただ、製品の規格については、今、皆さんの目の前にありますように、おせんべいだったり、ウエハースだったり、ポーロだったり、いろいろな形態がありますので、一律に、固さはこういう規格とか、大きさはこうだとかいう規格はなかなか設けづらいのが実情です。もちろん、設計段階でいろいろな固さ、食べやすさ、口どけという部分を考慮しながら設計しておりますが、業界の統一規格のようなものまではまだ落とし込めていないのが現状です。

以上です。

詫間会長 では、森永製菓の稲瀬さん、お願いします。

稲瀬特別委員 弊社の場合、「マンナ」というブランド名で、ビスケット、ポーロ、ウエハースを販売しております。最近のお客様からの申し出では、ここ1～2年は事故はないと聞いております。2年ほど前、ビスケットをのどに詰ませたという話が2件ほどありました。この皿に乗っているビスケットは弊社のマンナビスケットです。どう解決したかという、以前のビスケットは、現在のこのビスケットの1.5倍くらいの厚みがありましたので、それが原因かなということで厚みを薄くしたという経緯があります。それによって、食べているときにのどに詰ませたという申し出は、2年ほど前からはなくなっております。

今、古澤さんと関口さんがおっしゃいましたが、注意表示として、飲み物と一緒に食べてくださいとか、食べるときはそばについていてください、おんぶや抱っこをしながら与えないでくださいということとは、ベビーフードの指針を参考にして表示しております。

7カ月ころから与えてくださいということを書いています、そのあたりも注意しながら、ポーロ、ウエハースも、できるだけやわらかくして、万が一のどに詰ませてもすぐに溶けるように注意して製造しているというのが現状です。

詫間会長 どうもありがとうございました。また後で具体的にご意見をいただくことがあろうかと思っておりますので、その節はよろしく申し上げます。

各社とも、件数は必ずしも多くないのですが、よく言われるハインリッヒの法則というものがありまして、1対29対300ですか、もちろんこれは産業のデータですからお菓子にすぐに適用できるかどうかは別問題ですが。厚労省の人口動態統計によると、全国的には30件ぐらいという統計が出ていますので、私どもは「ひやり、ハッと」と言っておりますが、実際に危害は起きていないけれども、その寸前、場合によっては重症になり得るケースがあるということで、さらに、少し見て危ないのは30万とか、そういうケースがあるということですね。

私が申し上げるのも失礼ですが、一つでもブランドに傷がつくようなことが起きると、それは長く影響を受けますので、数が少ないからといって軽視することはできないと存じます。残念ながら、日本は、いけにえ主義といって、大変な犠牲が出ないと対策をしないというのはどこの業界も同じで、交通事故などもそうですが、そういうことではまずいので、先ほど申し上げましたように、前回のオフィス家具協会などが自発的、自主的にそういうPR活動なり、今、稲瀬さんからもお話がありましたように、製品の改造などをなさっていただくことが大変望ましいと思います。

ですので、積極的に行政とご相談なさって進めていただければと思います。これも、欧米やアメリ

かの場合はそうですが、そういう業態からの方が行政に行政官として入られることもあります。それから、行政のほうからそういう業態のほうに出向されるということもありますが、その壁が日本は高いものですから、その辺の協力は意思が疎通されないと難しいことが起きるといってもあります。その辺のところも念頭に置いていただければと存じます。

それでは、いろいろご苦労いただいて、『ベビー用のおやつ』による窒息事故に関するインターネット消費者アンケート調査について、丹野係長から説明をお願いします。

安全担当係長 資料9をご覧ください。先ほど申し上げましたインターネット消費者アンケート調査の結果です。表紙にありますとおり未定稿です。また、資料の取り扱いにつきましては取扱注意でお願いしたいと思います。

まず1ページをご覧ください。調査の概要でございます。調査項目は、『ベビー用のおやつ』の利用状況、『ベビー用のおやつ』による窒息事故の状況、窒息事故の原因、窒息事故発生時の相談状況、『ベビー用のおやつ』の注意表示、その必要性、『ベビー用のおやつ』のメーカー及び行政に対する要望となっております。調査地域は東京都内で、生後6カ月から未修学児の子どもがいる世帯ということで、有効回答数は1,005世帯です。

結果については3ページ以降に記載してあります。まず3ページをご覧ください。『ベビー用のおやつ』を与えた経験について尋ねております。95.4%の世帯で「与えたことがある」と回答しました。

4ページをご覧ください。この調査では、『ベビー用のおやつ』を、ソフトせんべい、ビスケット類(スティック)、ウエハース、ポーロの4つに大別して質問している部分がありまして、回答によっては種類別のデータが出てきます。与えた経験についても種類別のデータがあります。それが4ページのグラフとなっております。やはり一番多かったものがソフトせんべいで90.5%、次いでポーロ、ビスケット類、ウエハースとなっております。その他として回答して下さった中にはスナック菓子類も入っていました。

6ページをご覧ください。これらのおやつを与え始めた時期を種類別に見ますと、1歳未満から与え始めていたものがソフトせんべいで84.7%でした。左から、4.6%、29.0%、33.3%、17.8%を足すと84.7%になります。同じように見ていきますと、ポーロ、ウエハース、ビスケットの順で、月齢の早いころからあげ始めている傾向がわかります。

7ページをご覧ください。与える頻度です。ソフトせんべいをほぼ毎日与えていた方は17.6%。黒く塗りつぶされている棒グラフから左側が、1週間に1度以上与えていることとなりますので、ほとんどの種類で9割以上の方が1週間に1度以上継続的にあげているということでした。その他の回答として、外出したときやぐずったときという回答が多くありました。

11ページをご覧ください。よく利用する「ベビー用のおやつ」について、商品名、メーカー名、購入先について尋ねております。具体的な商品名やメーカー名については、この中では伏せております。「ベビーフードメーカー製おやつ」や「菓子メーカー製おやつ」という言い方をさせていただいております。ベビーフードメーカー製のおやつは、関口委員がいらっしゃるベビーフード協議会の方々の会社がつくっているもので、菓子メーカー製おやつは、亀田さんや森永さんなどがおつくりになっているものと推測していただければと思います。そうしたところのおやつが上位を占めております。

12ページをご覧ください。購入先です。これは予想通り、ドラッグストアやスーパーマーケットで、あとはベビー用品専門店でした。

13ページをご覧ください。「ベビー用のおやつ」を与えた理由です。一番多かった回答が、「子どもがよく食べるからまたは欲しがるから」でした。離乳食を食べ始めたころにこういうおやつを食べ始めると、やはりお子さんはこういうものを欲しがるのかなというところもあります。一方、「栄養学的に子どもに必要と考えたから」や「より多くの種類の離乳食を与えたかったから」という理由が、それぞれの種類で30%前後ありますので、離乳食の代わりになると考えていらっしゃる保護者の方が多いのかなということがあります。与えた理由のその他に多く来る回答が、外出時、ぐずったときにということでした。

18ページをご覧ください。「ベビー用のおやつ」を購入するときに参考にした表示についてです。まず一番多い回答が対象月齢表示で、8割以上の方がこれを参考にしているということでした。続いて、「カルシウム強化」、「鉄強化」などの栄養成分に関する表示を参考にしております。その他の中には、原材料を参考にすると答えた方が多くいました。

21ページをご覧ください。ここからがこの調査の本題というか、重要な部分になります。危害やひやり・ハットに関する結果です。まず、最初の円グラフは、「ベビー用のおやつ」によって危害またはひやり・ハットとした経験の有無についてです。ここで言う「危害」は、実際にのどに詰まったということです。「ひやり・ハット」は、詰まりそうになったということで定義・分類させていただいております。今回、このグラフについては、危害またはひやり・ハットの経験がある方ということでまとめておまして、これが22.1%ということで、実に5人に1人以上でした。

22ページをご覧ください。先ほどの危害またはひやり・ハットの中の危害の部分抜き出したものです。危害の経験は5.9%の方にありました。

23ページをご覧ください。これは実際にのどに詰まってしまったということで、ソフトせんべいが比較的多かったのですが、ほかにボーロも多かったことが意外でした。形も小さいですし、口の中です

ぐに溶けてしまうものだろうと思われませんが、ポ一口でも件数が多くありました。

24ページ以降には、その具体的な事例が示してあります。後ほどご覧いただければと思いますが、いずれのケースにおいても、幸いにして近くに大人がいたということで対処されているようでした。少し気になったのがその対処の仕方、背中をたたく、さかさまにして背中をたたくということをしていて、口の中に指を入れてかき出した方もいらっしゃいました。あとは、水分を与えたということで、対処法がさまざまでした。

24ページが一番下の事例ですが、「喉に詰まって炎症を起こした」ということで、詰まってしまった結果、のどが荒れてしまったのか、このような事例もありました。

27ページをご覧ください。危害の発生原因について保護者の方ご自身に尋ねたところ、8割近くの方が「保護者の不注意だった」と回答されております。その他ということで自由に回答していただいた中には、表記した年齢が実際と合わなかったのではないかと、まだ子どものそしゃく等年齢的に無理だったのではないかとというものがありました。

29ページをご覧ください。危害があったときの相談先です。「どこにも相談しなかった」が94.9%でした。残念ながら、消費生活センターは0%でした。

ここまでが危害に関する情報です。

30ページをご覧ください。ひやり・ハッとした経験についてです。ひやり・ハッとした経験がある方は17.6%ということで、危害に比べるとかなり増えます。

31ページには、種類別の件数割合が示してあります。こちらについては、先ほどのソフトせんべいやポ一口のような突出した傾向ではなく、まんべんなくということになっております。

32ページ以降には具体的な事例が示してあります。先ほどの危害の事例に比べると軽微というか、むせてしまったり、咳き込んでしまったというものがほとんどですが、中には、例えば32ページの下から6つ目の事例、「たくさんのせんべいを口に含んだままジュースを飲んで、喉に引っかかって苦しんだ。背中を強く叩いて吐き出させて無事に終了」とありますものは、これはのどに詰まっているので危害ではないかと思われれます。このような事例がひやり・ハッとした事例の中に5～6件入っていました。これは実際に保護者の方が危害と感じたのか、ひやり・ハッと感じたのかということで差異が出たものと考えられます。

39ページをご覧ください。危害と同様、発生原因について質問しております。こちらでも「保護者の不注意だった」という方が71.6%ということで、圧倒的に皆さんご自分のせいだとお考えのようです。

41ページでは、相談先を聞いております。「どこにも相談しなかった」方が98.4%でした。消費生活センターに相談された方は一人もいませんでした。

42ページをご覧ください。こちらは、「ベビー用のおやつ」の注意表示についての、設問です。注意書きを読んだことがないという方が3割以上いらっしゃいました。せっかくメーカーさんが注意書きをしてくださっていますが、こういう消費者の方が多く実態が浮き彫りになっております。また、読んだけれども、そのとおりには与えなかったという方もかなりいらっしゃったことは、どうかと思いました。その他として、商品に注意書きがなかったということを書かれている方もいらっしゃいました。

44、45ページをご覧ください。これは、同じ設問の集計の仕方を変えたもので、窒息事故をなくすためにはどのようにすればいいかということで、一番多かったのが商品の改善でした。次に、表示をわかりやすくするというご意見でした。その他の中には、親が気をつけるべきではないかという回答もありました。

48ページをご覧ください。「ベビー用のおやつ」はいつから必要かということを探ねましたところ、一番多かったのが「生後7～8ヶ月(離乳中期)から必要」で、次いで「生後9～11ヶ月(離乳後期)から必要」ということで、「必要ない」と答えた方が1割強ということで、消費者の方の認識は、必要であるということのようです。

50ページからは、「ベビー用のおやつ」に対する要望や意見で、そのまま載せております。さまざまなものがありますが、本協議における安全からは少し外れますが、やはり原材料の安全性というご要望、ご意見が多くありました。あと、今回の調査は窒息事故について探ねておりますので、そういう観点で商品を製造してほしいというご要望が多くありました。また、表示をわかりやすくしてほしいということや、対象の月齢が早すぎるので見直しをというご意見も目立ったかと思っております。

61ページからは、事業者や行政に対する要望・ご意見です。先ほどの「ベビー用のおやつ」への要望・ご意見と同じような傾向のご意見が多かったのですが、それに加えて、親への普及啓発や注意喚起、対象月齢を表示するだけでなく、例えば歯が生えたころからであるとか、どのくらいのものがのみ込めるようになってからなど、発達段階で対象を表示してほしいという意見もありました。

かなり駆け足で説明させていただきましたが、「ベビー用のおやつ」による窒息事故の状況についての説明を終わります。

詫間会長 どうもありがとうございました。冒頭にお話がありましたように、まだ未定稿で、これを骨子にして先生方のご意見等も十分反映させていただき、最終的にはカラー印刷になるのではないかと思います。そういう形で、先ほど申し上げた3本柱のうちの一つとしての報告書の主な材料になるかと存じます。

この段階でもいろいろ注目に値するような結果が出ておりますが、前年度もそうでしたが、危害と危険に分けて、危険がひやり・ハッ的な経験ですが、危害のほうは、約95%の人が消費者センタ

ーその他どこにも相談しなかった、ひやり・ハツになると98%という状態なので、かなりの部分が隠れたままになってしまっていることがこの調査でもわかります。前のパイプ椅子のときも、子ども用の衣類のときも大体同じような傾向がありましたので、その辺をどのように啓発していくかということで、まず、センターがあることを認識し、それを活用していただく態度を形成していただくことも大事だと思います。パイプ椅子のときにも、そういう意味では、消費者センターにアプローチしていただくように、各区にある消費者センターのリスト等も載せさせていただいたような事情もあります。

先ほど、実際に危害が起きたときの対処法が一つのポイントになるうかと思えます。これについてはご専門の山中先生、向井教授もお見えですので、先ほどの、たたく、かき出す、吐かせるなどのケースが載っておりましたが、その辺についてはいかがでしょうか。

向井特別委員 対処法よりも、菓子の形態や、それをどうするかといったことについてもう少し見てみたいと思います。

話は変わりますが、厚労省の母子保健課が去年の4月に出した、授乳・離乳の支援ガイドの44ページに、離乳の進め方の目安がありますが、5カ月から18カ月までをこのように4つに区切ってあります。例えば、5～6カ月のときには、なめらかにすりつぶした状態のものと。参考資料の1には、5カ月からという「ベビー用のおやつ」が3種類出ている、5～6カ月以降を含めると19種類出ていますね。そうすると、授乳・離乳の支援ガイドには私も委員として参加させていただきましたが、手づかみで食べるとか、つぶすとかいうことはもっと後になります。その辺の表示については、今、お皿の上に乗っているようなお菓子を、本当にこの月齢で食べていいとすること自体に何かの根拠があるのかなと思いました。離乳・授乳の支援ガイドの場合は、EBMを、食べ方を通して論文にして提供していますが、こういうものがあるのかなと思ったことが第1点です。

もう一つは、食品による窒息の現状把握と原因分析について、お手元に資料を配付させていただきました。これは、平成19年の厚労省の特別研究で、平成18年度の1年間の消防庁の救急と、救命救急センターの2つに、1年間にどのくらいの事例があったのかということです。その11ページをご覧くださいますと、消防庁のほうは、もちろん47都道府県全部ではなく、回答があった消防局からですが、食品による窒息で亡くなった件数は6件です。救命救急センターでは8件です。

このように、ゼロ歳児のパーセンテージが載っております。ということで、もちろん親御さんもですが、救急車あるいは救命救急センターで亡くなる事例もかなり出ていることも実際です。これはもちろん、お菓子だけではなく、食品による窒息事故の直近の詳しいデータです。もちろん、ひやり・ハツともですが、亡くなっていることも一つの大きな点ですし、食品によるということですので、ゼロ歳、1歳の場合はその食品がお菓子であることも多いのですが。

こういうことも参考にしながら、行政としては、まず予防が来るのではないのでしょうか。医療側がどう対応するか、救急処置をどうするかということも大きく周知させるということもありますが、この協議会には、メーカーさんが入っていますので、商品の安全性をどうするのかと。安全対策協議会の一つの柱は、物の安全性を担保すること、そして、窒息したらどうするかということが次になると思います。ちなみに、人口動態統計からすると、交通事故よりも窒息して死んだ方が多くなっておりまして、これは赤ちゃんだけではなくて全体ですが、もう少しそちらのほうも、短い期間の協議会だと思いますが、ぜひ検討していただければと思います。

以上です。

詫間会長 どうもありがとうございました。厚労省の科研といいますが、データを冊子として出してもらっています。それで先ほどの死亡事故の件数も、先生が調べられた範囲でははっきり出ています。あと、厚労省からのこういうガイド、指針も出ておりますが、これは、菓子の製造に関しての言及もありますが、保護者の行動様式というか、与え方の問題もありますので、その辺の兼ね合いが大事ななと思っております。

向井特別委員 あまり規制するというのではなくて、少し全体に、子どもを育てるときに、こういう月齢表示が本当に適当なのかという根源まで戻って、これが本当に、例えば7カ月の乳児の何人くらいがどういう食べ方をしたくらいの研究であれば、メーカーさんが発売前にできるはずだと思います。もちろん、今、そういうことは倫理規定に引っかかるとは思いますが、この月齢の数字自体については、少し疑問があります。少なくとも、厚労省の離乳の支援ガイドとの整合性がないと思います。これは固形ですので。

詫間会長 その辺の月齢まできちんとした科学的データの義務付けは難しい問題かと思いますが、今回の場合は食ですが、例えばワコールさんなどは、製品をつくるときに膨大な体型を調査するとか、いろいろなことを克明に調査されて製品を製造しておられるということもあります。冒頭に申し上げましたように、製造業の方も今回の協議会のいろいろなデータを、今の先生のご意見も含めて、自主的・主体的に、そういうものの基準を徐々につくっていかれることが大切かと思っております。

向井特別委員 そういうことを期待したいと思います。

詫間会長 それがまたこの協議会の役割にもなると存じます。

続きまして、山中先生、いかがでしょうか。

山中特別委員 小児科医の山中です。

私は毎日、子どもたちのけがや事故を診ております。今、救急処置の話が出ましたが、私も向井先生と同感で、救急処置は医療側のことですので、この協議会で協議する必要はないと思います。

吐かせ方は、あらゆるところに書かれています。ここでは、処置について検討する必要はないと思います。

昨年の折りたたみ椅子とは違って、今回この委員会が最終的に何を答申するのか私にはよくわかりません。その一番の原因は、障害の度合いがはっきりしないからです。今、データをいただきましたが、窒息事故と言っても、ただむせただけで治ってしまうものは世の中に山ほどあります。この中で医療機関にかかったものは何例なのか、入院したのは何例なのか、死亡したのは何例なのか、それをきちんと明記していただきたいです。ゴホンゴホンとむせただけでも窒息事故とすると、これは切りがありません。

できれば、もう一度調べ直して、どういう危害が加わったのかははっきりさせていただきたい。

データを解釈する場合のむずかしい点があります。例えば厚労省の人口動態統計で1歳未満の子どもの半数以上が食品で窒息しているとなっていますが、その中の一部分は乳児突然死症候群です。解剖したときに、気管にミルクが入っていると法医学の先生は「ミルクの誤嚥」と診断し、「ミルクによる窒息」となります。死亡例では正確な状況はわかりません。お菓子などはこの中に入っていないと思います。もう少し詳しく調べないと、窒息といっても、状況が全然違ってきます。

一番いい方法は、このアンケートを取った中から、救急車を呼んで医療機関にかかった例はどのくらいあるのか、はっきりさせることです。

他にも問題があります。窒息死は、窒息のデータとして出てこないことがあります。例えば、こんにゃくゼリーで窒息して入院し、息はしているけど意識が戻らないということで施設に送られて、3年ぐらいたって肺炎で亡くなると、人口動態統計上は肺炎としての死亡例になります。窒息になっていません。今回、食品による窒息事故を調べるなら、東京都で重症の心身障害児が入っている施設の窒息例を調べ、それが食品によるものかどうかを調べないと、本当の意味で、どのくらいの危害が発生しているかはわからないと思います。

今回は「ベビー用のおやつ」を取り上げていますが、傷害の程度がはっきりしない。はっきりしないがために、最終的に何を出したらよいかよくわかりません。向井先生から御指摘がありました「月齢を上げる」ということも大切なことだと思いますが、形状を変えるとんでもこれだけのデータからはとても答えが出せない。そういう意味では、もう一度、何を最終目標にするのか、何が問題なのかということを考え直す必要があるのではないかと考えております。

きょう、私は2点の資料をお持ちしました。一つは、日本学術会議の提言です。今年の9月までの第20期日本学術会議の出生・発達分科会では、子どもの不慮の事故に対する体制の整備が必要ということで総合的に検討し、つい最近、この提言を公表しました。毎日のように、こんな事故が起き

た、あんな事故が起きた報道されていますが、調べてみると、必ず前から同じような事故が起こっています。そのときにきちんと対処しないために同じ事故が起こっている。包括的に傷害に対応する体制がない、研究者がない、研究所もない、行政はすべて縦割りで自分の担当ではないと言うし、何も対策が行われていない、ということで、この3ページに、我が国において子どもの事故を本当に予防したいのであれば、こういう体制の整備が必要であるということを挙げました。この内容は今後10年以上有効だと思います。

これを持ってきた一番の理由は、具体的な例を示さないとわかってもらえないと思って、こんにゃく入りゼリーの例を書きました。2ページから4ページの部分です。提言を出した直後、また同じ事故が起きました。今もこんにゃく入りゼリーは回収されていませんが、回収しなければ、また同じ事故が100%起こると思っています。一口サイズというサイズが問題なのです。これは法的に規制しなければいけないと考えております。

もう1枚の資料は、パンの早食い競争による窒息です。実は、昨日、テレビ局から取材依頼があって、千葉県で、パンを食べて窒息した子がいるが、そんなことはあるのかと聞かれました。同じようなことは昔からたくさんあります。5年前に私が書いた資料は、新聞記事からとったもので、2002年1月15日に、早食い競争をして窒息した中学生が3カ月後に亡くなったというものです。そのとき、どうしたら予防できるかということで書きました。

同じような事故が同じように起こっているのです。ただ、今回の「ベビー用のおやつ」に関しては、どのくらいの障害が起きているかをもう少しはっきりさせてからでないと、本委員会の最終目標を何にしたらよいかわかりにくいと思います。

外来では、ときどき、のどに何か詰まったといって来院する子はたくさんいますが、普通に呼吸ができていればそれで終わりです。向井先生の提案のように、例えば10カ月過ぎの使用などを勧告することも大切なメッセージだと思いますが、お菓子の形状、材質を変えるのであれば、お菓子の形状の科学的な根拠を示さなければいけません。硬さであれば、その根拠を示さなければいけません。それだけのデータが、この資料だけでは読み取れません。

振り出しに戻したようで申し訳ないのですが、最終的に何を来年3月に出すのかということを考えていただければと思います。

詫間会長 どうもありがとうございました。専門的なお立場から、その他いろいろご提案もいただきました。

本協議会に対するご期待が高いことは十分認識しておりますが、基本的には、関心を高めることに一つの目標があるかと思います。また、次の段階で、一般の消費者の方からご意見を伺うという

意見聴取のこともありますので、またそちらに反映させていただくことも可能かと思います。

本日は、各委員の先生方のご意見をご披露いただいて何うという段階ですので、それが一巡した後で、その方向性をさらに細かく決めていくことになろうかと思います。ご了承いただきたいと思いません。

そのほかに、特に今の段階でご意見を述べたいという委員の方、いかがでしょうか。

持丸委員 窒息の本質的な原因は、残念ながら、私もよく把握できていません。したがって、どう対策をしていくかということは、今年度の出口イメージをつくっていきにくいところだと思います。表示は確かに一つの手ですね。70%以上の方が対象月齢を見ているということなので、それは一つの手だと思います。私は、もともとのづくり屋なのでものをいじることが好きで、大きさや形、水溶性、硬さ、付着のエネルギー、こういったところに科学的根拠が少し見出せれば、それが一つのガイドになるのかなとも思っていますが、時間的にできるかどうかは私もわかりません。

それから、もののほうではコントロールしにくいものなので、どれだけ一度に食べてしまうか、どういう姿勢で食べているか、どういう状況で食べているかということも事故要因としてあるようで、この部分をどうコントロールするか。また例によってポスターをつくるのか。私も妙案がなくて、そこは確かにこの中でどういうインパクトがある出口イメージを出していくかは考えたほうがいいと思います。

確かに、そういう意味では関心が高いのですが、前の2回は、ある意味では規格になったり、隙間を用意したりということで、具体的にその事故を避ける対策、さらに科学的な根拠が出たことも一つの大事なポイントでしたので、今回も、できれば何かそういうところに踏み込んだことができればと思っています。ここは大事なポイントとして考えていければと思っています。

詫間会長 ありがとうございます。ご期待が高いことはありがたいのですが、今申しあげましたように、こちらに業界の方もお見えになっておりますので、その辺のところも踏まえて、部内的にもいろいろご研究があると存じます。その辺もまた順次披露していただければと思います。

何分にも、まず、そういう問題があることへの関心が現在はほとんどないので、そこをまず第1段階に高めていく必要があるかと思っています。ただ、ここは医学・医療の専門の協議会ではありませんから、厚労省の専門委員会のような形のものではありません。とにかく、目の前にお子さんが窒息状態に陥りつつあることが実際のケースとしていろいろ報告されておりますので、それは本協議会とは関係がないことなので何も言わないというわけにはいかないのです。その点もまた後で、次回、次々回とありますので、ご検討いただきながら、そういうことに言及させていただくことはあり得ると思います。

それでは、今のご意見も念頭に置かせていただき、インターネットホームページによる消費者への

調査について、ご説明をお願いします。

安全担当係長 資料10をご覧ください。インターネットホームページによる意見募集についてでございます。テーマは、「ベビー用のおやつ」による窒息事故について。募集内容は、先ほどのインターネットアンケートで尋ねた、危害やひやり・ハツとの情報、「ベビー用のおやつ」に対するご意見。募集期間は、本日の協議会終了後から11月末までを予定しております。募集するホームページの名称は「くらしの安全ネット会議室」で、私どもの課で運営している「くらしの安全情報サイト」のトップページにバナーも出しておりますので、そちらから入ることができます。

画面のイメージは、資料にあるとおりです。こちらのページまで進んでいただき、画面の下の「新規コメントを書込」をクリックしていただければ書き込みできるようになっております。

以上です。

詫間会長 これは、既にスタートしていませんね。

安全担当係長 いいえ、まだです。この中でいろいろご意見をいただいた上でと考えております。

詫間会長 先ほどからのご意見等も十分考慮していただいて、このホームページからいろいろなご反応をいただくということでございます。

向井特別委員 これは「こんにやくゼリー」でいいんですか。商品名ではなく、「こんにやく入りゼリー」と普遍化したほうがいいのではないですか。こんにやくが入っているゼリーだから、こういうアンケートのときには「こんにやく入りゼリー」としたほうがいいと思います。

安全担当係長 はい、ありがとうございます。

詫間会長 これは、先ほど山中先生がおっしゃったように、製造を停止するという事で回収はしないということなので、今出回っているものはそのまま消費者が買う状況なので、必ずしも望ましい状態ではないと存じます。今、非常に話題にもなっております。

今のご説明に対して、特にこういう質問、情報は入れてほしいとかいうことがありましたら、事務局にお申し出いただければと思います。

先ほどからご意見が出ておりますように、製造を担当しておられる協会のほうから、先ほどの点も踏まえて、コメントをお持ちでしたらここでおっしゃっていただきたいと思います。もし、あれでしたら、次回に少しご準備していただいて、その点の調査もしておられると思いますので、ご報告いただいても結構でございます。

先ほど持丸先生がおっしゃったように、今回のテーマは、決め手をきちんと決めることが難しいと思います。子ども服であれば、ひもを付けないとか、縛るとか、はっきりとした具体的な指示ができますし、パイプ椅子の場合であれば、隙間をつくらぬとか、どこの幅を広げる、絞めるといった客観

的な基準が示せますので、そういう点では客観性がある程度高かったわけです。持丸先生には特に実験までしていただきました。今回はそういうことが少しやりにくいことと、窒息の定義や実例も少し幅が広いということがありますね。

稲瀬特別委員 赤ん坊の成長は個々人によって随分違いますね。何カ月からだったらいいかということはなかなか言いづらいと思いますが、一方で、お客様からは、何カ月から与えていいですかという問い合わせもあります。書いてあるのは、どこの会社も目安で、何カ月からだったら与えていいということではなく、そのお子さんの成長に合わせて与えてくださいということで、そういう表示もされていると理解しています。

そのあたりは、表示をすればいいというものではないと思いますが、その辺の兼ね合いが難しいのかなと感じています。

詫間会長 個人差もありますしね。その辺の段階のいろいろなことがあると思いますが、持ち帰られまして、会社あるいは協議会内で少しご相談いただくといろいろなデータも出てくるかと思うので、次回までに少しご用意いただければと思います。

それでは、本日は第1回目ですので、基本的には各委員の方々のご意見をお伺いするというところで、消費者のお立場としてこの段階でご意見がおありでしたらおっしゃっていただきたいと思います。

片岡委員 本日の協議会の趣旨に合うかどうかわかりませんが、うちがこんにやく入りゼリーの死亡事故の件を公表しましたら、ホームページに結構、国民生活センターさんは少し不公平ではないかと。こういう事故は親が注意すれば防げたもので、そういう事例をもって物をつくるなという方向に持っていくのは行き過ぎではないかという意見が、私が思っていたよりも多く寄せられています。

今回の場合は「ベビー用のおやつ」ということで、明らかに子ども向け商品であるということで範囲を区切っているのですが、何か方向性が出たときに言いやすいと思いますが、相変わらず先ほどのような意見が出てくる余地があるので、結果として、そういう意見が少なくなるような情報提供の効果があるといいなと思っております。

小林委員 私どもの協議会でも、子どもの事故防止についてはさまざまなことを取り扱ってきていますが、残念なのは、あえて何か問題にしないと、そういうものが危険であったことに気づかないで大人たちが育てていることです。「今の若い方たちは」という言い方はあまりしたくありませんが、本当に、自分と同じことが子どもたちにもできると勘違いされているケースが多くて、そのところが、私たちはいつも問題だと思っているところです。ですから、例えば、食育をテーマにしているいろいろな活動が行われていますが、そういうところで、乳幼児と保護者とは違うということを最初に認識してもらわないといけない、そこから始めないとだめだというケースがかなり多いものですから、私たちは草の

根の活動でそういうところをきちんと、地に足が着いた活動をしていかなければいけないと思っています。

一方で、テレビのさまざまな番組のつくり方なども、競争をあおるような内容のものが多くて、乳幼児に限らず、小学生のお子さんや中学生までもがまねをして事故になってしまうことは本当に残念なことです。ともに見ている親が、そのときに一言、絶対にああいうことはしないでねということをきちんとと言えるだけの認識がある親になっているかどうかがまた問題だということもあります。もちろん、番組の中では、「絶対にまねをしないでください」と、最近をよく 印をつけて書いてありますが、それもあまり見えなかったりする、見えないように出ているケースも見受けられるかと思います。

もう一つは、商品の表示です。今、実は、結構、お年寄りがお子さんの面倒を見ているケースが多いです。核家族化が進んでいるとはいえ、例えば、保育所には、預けられる時間が限られていますので、夕方のお迎えはいつもおじいちゃん、おばあちゃん、そこから連れて帰るときにうるさく騒ぐ子に、パッと与えやすいおやつを手に持たせるというケースがかなりあります。私のすぐ何軒か隣が保育園ですが、大体のお子さんが帰りにおやつを持って歩いています。大抵、親御さんが、子どもさんにおやつを持たせた状態で自分の前を歩かせているのをよく見かけます。それが、親御さんではなくておじいちゃん、おばあちゃんというケースがかなり多くなっていますので、表示なども、目がいい人ばかりが見るものではないことを念頭に置いていただいて、少し注意喚起するような、与えるときにはよくよく注意してくださいということがどこかにあるといいなと思います。本当は、なくても注意するのが親ですが、残念ながら、なかなか注意できない状況です。それはお忙しいせいもあるかもしれませんが、そういう意味で、大人自体が未熟かなという面もありますので、そこを何とか世の中でフォローしていただけたらありがたいと思っています。

詫間会長 職業に就かれる比較的若い女性の数が増えてきておりますから、それに比例して、保育所が数的についていけない。だから、近くにいるおじいちゃん、おばあちゃんのところに預ける。同居しているわけではないのですが、そういうケースは、全国的に潜在的な待機児童がいて、おじいちゃん、おばあちゃんが預かっているというようなことがあります。

それに関連して、今朝でしたか、認定こども園について、少子化担当大臣がおっしゃっていたと思います。厚労省と文科省が主体になって1,500億円ぐらいの基金を集めて、全国で4種類のを2,000カ所ぐらいつくりたいと。認定こども園は東京都でもまだ二十数カ所しかないと思います。認証保育所はたくさんありますが、そういう動きもありますので、それとの関連で、おやつの与え方、事故防止についてもどんどん出てくると思います。

山上先生も一言どうぞ。

山上委員 このアンケートから、消費生活センターへの相談がゼロ件であることについては残念です。ただ、これは、保護者の不注意であったと多くの方が回答していますので、親が自分の不注意であったと思っているのであれば、それを消費者センターに言い出すことはあり得ませんので。そういう、何か危ないと思ったときには申し出ましょうという認識が持てる形の環境づくりが必要かなと一つ思います。

私事になりますが、実は、3カ月の孫がいます。今回、この資料をお送りいただいて、興味深く読みました。私自身が子育てのころは、こうしたおやつはあまりありませんでした。あめ玉をのどに詰まらせて、あわてて背中をたたいた経験がありましたが、こういう「ベビー用のおやつ」は食べさせませんでしたので、こんなにも多くの保護者がハッとした経験をしているのかと思うとともに、本当は、こういうことになったときの救急の対処方法が学べているのかなど、このデータを拝見しているいろいろなことを思いました。こういうアンケート結果を、保護者の方が見られる環境も必要であると思っております。

以上です。

詫間会長 ありがとうございます。

小野特別委員 キッズデザイン協議会の小野です。

現在、第2回目までのキッズデザイン賞が終わりましたが、その中で、食品系はほとんど応募がありませんでした。とは言ってもまったくのゼロではなく、この協議会の委員の中にもご応募いただいて受賞された方もいらっしゃいます。しかし、応募数が極めて少なく、もう少し食品業界、飲料業界も含めて、何か見本になるような方向性が来年3月までにできればいいなと思います。

その一つとして、窒息事故ではないのですが、包装紙や容器の表示の検討も必要だと思います。かなりアレルギーを気にされている方もアンケートの中には書いてありましたので、本題とは違いますが、そうした検討も必要だと思います。あるいは、包装紙や包装容器を誤って食品と一緒に食べてしまうことも想定すると、今回対象としている赤ちゃんの月齢が何でも口に入れてしまう時期に符合しますので、あわせてご検討いただければ、同じ食品業界への波及効果もあろうかと思います。

最近、飲料業界の方と話をしましたら、当初はペットボトルのふたを誤飲してしまうことを危惧していたそうですが、実際に相談室に寄せられるのは、付けている景品を誤って飲んでしまったという話が多いそうです。ですので、製品そのものだけではなく、周辺にあるものを含めて、口にして窒息しそうになったり、毒物だと判らずに飲んでしまいそうになったといった情報も、アンケートその他で調べていただけるといいなと思います。 以上です。

詫間会長 今、ペットボトルに景品を付けたものがいろいろ出ていますね。

それでは、先ほど出していただきましたスケジュール表に基づいて事務局で調整していただきました。すべての先生がおそろいになることは難しいと存じますが、11月と12月、最終的には1月の第4回で一応終わる予定のようですが、日程の調整結果は出ましたか。

生活安全課長 11月は、全員の方が出席できる日はありません。一番多かったのは、11月19日水曜日の午前中ですが、会長も含めて3名の方が欠席という状況です。その次が、11月25日火曜日、午前・午後とも、人は違いますが4名の方が出席できません。

詫間会長 夕方から会議を始めることはできませんか。

生活安全課長 それは構いません。

11月25日の火曜日の午後6時からであれば皆さんがご出席できるようです。

詫間会長 では、次回は11月25日火曜日の午後6時からよろしく願いいたします。

続いて、12月の日程はいかがでしょう。

生活安全課長 12月は、出席者数が一番多いのは12月16日の火曜日です。

詫間会長 12月16日の夕方からはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、恐縮ですが、12月16日火曜日の夕方から、お願いいたします。

安全担当課長 今後の協議スケジュールということで、資料11についてご説明させていただきます。

今のところ、協議は、当然、年を越してしまうのですが、年度内にと考えておまして、今回が1回目ですが、回数については今後の協議の方向性によって変えるつもりですが、一応4回ぐらいをものに考えております。

今回は、テーマの概要、最初のご意見をいただいたということで、こちらでこれから論点を整理します。あと、プラスの調査についてもあわせて、先ほどと山中先生からいろいろご指摘をいただきましたので、その点について先生にご指導いただきながら、あわせてできればと考えております。

それと、事業者を代表して出席いただいている特別委員のお3方に対しましては、現在どういう状況でおつくりになっているかということで、ヒアリングというか、いろいろお話をお聞かせいただければと考えておりますので、これは個別にこちらから、できれば第2回までに当たらせていただきたいと思います。山中先生からいろいろご指導をいただいた調査結果も、第2回に間に合えばと考えております。

あと、ほかの委員の方々、特別委員の方々からも、プラスしてこういうこともということでご意見があれば、事務局にお申しつけいただければと考えておりますので、本協議会終了後、ご意見をいただければと思います。

以上でございます。

詫間会長 ありがとうございます。

日程的には、今お示しいただいたようになります。最終回の予定は、年が明けて1月下旬くらいですね。資料にははっきりとは書いてありませんが、そういう方向で進めさせていただきたいと思います。次回の開催通知を出すときに、今、ヒアリングとおっしゃいましたが、ご相談させていただいた内容や、冒頭におっしゃった論点整理など、もう少し具体的な討議材料になるような資料をあわせてお送りくださると、またそれについてお考えいただいてご出席いただけますので効率的になるかと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは、松川委員の代理の今枝さんには恐縮でしたが、消防庁のデータは信頼性が高く、皆さん頼りにしております。向井先生の報告書にもかなり引用されておりますように、大変ありがたいデータをいただいておりますので感謝しております。松川委員によろしくお伝えいただきたいと思います。

長時間にわたってご協力賜りましてありがとうございました。以上をもって本日の協議会は終了させていただきます。

生活安全課長 ありがとうございました。

午後4時34分閉会